

法人会ニエス 2004 5 江東ひがし



<http://www.koto-higashi-h.or.jp/>

浮世絵

修紫田舎源氏
阿古幾

三代歌川豊国画
大判錦画



三代歌川豊国(天明6年〜元治元年)
(1786〜1864)は現江東区の出
身で初代豊国の門人である。
五渡亭国貞の名で浮世絵界に活躍、
数多くの作品を残した。五つ目の渡し
(現五ノ橋辺り)の株をもって住んでい

たので、五渡亭と称した。のち亀戸天
神前に移り住み亀戸豊国ともいう。
彼の人気と実力が、『歌川派にあらず
ば浮世絵師にあらず』とまで言わしめ
た。墓は光明寺(亀戸3丁目)で墓石
の文字は蜀山人の筆跡である。

第370回



5月26日

通常総会と講演会

第370回定例理事会は、去る4月23日(金)開催され、次の通り審議可決された。

審議可決事項

(一) 会員増強功労支部に対する感謝状の表彰支部名は次の通り

- 亀戸第五、亀戸西六、大島第五、北砂第一、北砂第二、北砂第三、北砂第四、東砂第一、東砂第三、南砂第一の合計10支部。

(二) 理事会の理事代行者の登録
理事会における理事(支部長)代行者を登録して、止むを得ず欠席の場合は、必ず代行者の出席手配する旨可決。

(三) 支部研修会の開催
北砂第一、第二、第三、第四支部研修会を、5月中に開催することに決定。
(四) 平成17年度の税制改正要望事項のとりまとめ
例年どおり税制委員会に委任する旨決定。

第38回通常総会

日時 5月26日(水)
午後2時30分

会場 東京平安閣

講演会(聴講無料)

演題 『ファミリーレストランの経営と現状』

講師 (株)デニーズジャパン会長
中山吉史先生

日時 5月26日(水)
午後4時~5時30分

新入会員懇談会

総会終了後 新入会員の紹介と懇談会の開催



「印紙税」について

税務研究部会



講師 杉谷第1 統括官

2月20日(金)杉谷法人課税第一統括官を講師に迎え、「印紙税について」の研修会が開催された。

盛り沢山の内容だったが、文書の所属の決定(例えば、①2つ以上の事項が混合記載されている文書……税率の高い文書。②他の文書を引用している文書……引用している部分は、その文書に記載されているものとする)や、記載金額について多くの解説がなされた。
印紙税額は、記載金額で決まるが、契約書等の記載金額には消費税額が区分されている場合には、記載金額に含ま

「最近の質疑事例」

源泉部会

3月24日(水)、三部構成で研修会が開催された。

最初に、「消費税」について、金井上席調査官により、〈総額表示の義務付け〉を中心として説明がなされた。続いて乙部統括官が、「改正税法(案)」に触れた後、大橋調査官も加わり、「最近の質疑事例」に入

った。
①会社が負担した自動車事故(従業員が時間外で)の慰謝料……給与として課税。但し、負担能力から止むを得ずの場合は、課税なし。②年末調整後に支払った生命保険料……その年内の支払いなら控除できるので、再調整をする。③上司が(従業員の)結婚式に出席する場合の費用の補助……個人的費用の負担として給与所得で課税。等々、身近な事例の多くを研修した。



来た。

▼スポーツクラブの仲間に誘われて、十数年振りにはスキーに行ってきた。

▼最後に行ったスキーは、スキーブームの最盛期。土日ともなればリフト待ちに三十分というのは当たり前だった。当時、冬にスキーをやらないうるという事は、流行に乗り遅れるということだった。スキーに行くこと自体がオシャレな時代でもあった。

▼ブームは去り、今やスキー人口は最盛期の半分程度に落ち込んだとかで、今回は土日であったにもかかわらず、リフト待ちは五分程であった。今が正常な状態なのであろうが、最盛期を体験している者としては、空いているゲレンデで滑りながらも一抹の寂しさを感じざるを得なかった。
▼今回のスキーで足腰は疲れたが、雪上を滑走する爽快感を思い出すことが出来た。これで、来年から中年スキーヤーが一名復活である。(昌)

確定申告にご協力

ありがとうございます

ございました

江東東税務署長

山谷 正義



新緑の候、社団法人江東東
法人会会員の皆様におかれま
しては、益々ご清栄のことと
お慶び申し上げます。

さて、平成15年分確定申告
期間中は、渡辺会長はじめ役
員の皆様方には早期提出にご
参加いただき、また、青年部
会の方々には広報車で早期提
出の街頭広報を行っていただ
き、誠にありがとうございます
でした。

お蔭様をもちまして無事確
定申告期を乗り切ることがで
きました。

今後ともより一層のご協力
を賜りますようお願い申し上
げます。

確定申告の街頭広報活動

2月16日と3月10日

青年部会が広報車で管内を巡回し、「早期提出」「自書申告」をPR!



出発前に署の方々と



楽太郎さんと役員が早期提出(確定申告初日)



安全運転でお願いします
管内を巡回中



『まちをきれいに』西大島周辺にて 第14回社会貢献活動

日時 5月23日(日) 午前9時30分より

集合 江東区総合区民センター前に
集合してください。

場所 西大島地区

ユニフォーム、清掃用具等用意してありますので、活動しやすい服装でお越しください
ますようお願い申し上げます。(雨天の場合は5月30日(日)に順延になります)

平成十六年度 税制改正

政府の基本方針決まる!

政府は、平成十六年二月十六日、平成十六年度税制改正の要綱をとりまとめました。
 主な内容は以下のとおりです。なお、内容につきましては、若干変更となる場合がありますので、取り扱いにはご注意ください。よろしくお願いいたします。

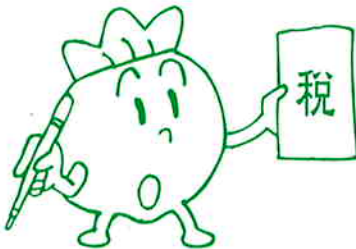

税目および項目	現 行	改 正 案	備 考
<中小企業関係税制> ●非上場株式の譲渡益	●非上場株式の譲渡益に係る税率二六% (所得税一〇%、住民税六%)	●同上 税率一〇%(所得税十五%、住民税五%)	平成十六年一月一日以後に行う株式等の譲渡による所得について適用。
●特定同族株式の課税価格の特例	非上場株式等のうち、発行済株式等の総数の三分の二以下に相当する部分について一定の要件を満たす場合、三億円を限度として相続税の課税価格を二〇%減額する措置を講ずる。	上記の相続税の課税価格の特例の対象となる非上場株式等の価額の上限を一〇億円に引き上げる。	平成十六年一月一日以後に相続または遺贈(相続時精算課税に係る贈与を含む)または贈与により取得する財産にかかる相続税または贈与税に適用。
●相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当等の課税の特例の創設		相続等により取得した非上場株式を相続税納付のためにその発行会社に譲渡した場合について、みなし配当課税を行わず譲渡益課税の特例の対象とする。	平成十六年四月一日以後の相続等により取得した非上場株式を同日以後に譲渡する場合に適用。
<法人税制> ●欠損金の繰越控除	左記の欠損金の繰越控除期間は五年。 ●青色申告書を提出した事業年度の欠損金	左記の欠損金の繰越控除期間は七年。 ●同上	平成十三年四月一日以後に開始した事業年度において生じた欠損金について適用。

<p>●個人住民税均等割</p>	<p>●公的年金等控除</p>	<p>〈所得税制〉 ●老年者控除</p>	<p>●確定拠出型年金制 度</p>	<p>●連結付加税</p>
<p>●一人当たり道府県民税（年額一、〇〇〇円）、市町村民税（人口に応じ年額一、〇〇〇円～三、〇〇〇円）を課税。 ●納税義務のある夫と生計を一にする妻で、所得があっても個人住民税均等割が非課税となる。</p>	<p>公的年金等控除のうち六五歳以上の者に対しては控除額の上乗せがある。（控除額最低一四〇万円）</p>	<p>六五歳以上で年間所得一、〇〇〇万円以下の高齢者を対象として以下の老年者控除がとれる。 所得税 一律五〇万円 （個人住民税四八万円）</p>	<p>拠出限度額（企業型） ●他に企業年金がない場合 月額 三・六万円 ●他に企業年金がある場合 月額 一・八万円</p>	<p>●青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による欠損金 ●連結欠損金 連結納税にかかる連結付加税として税率二%が上乗せされる。</p>
<p>●同非課税措置を廃止。</p> <p>●一人当たり道府県民税、市町村民税合わせて一律年額四、〇〇〇円を課税。</p>	<p>公的年金等控除のうち、六五歳以上の者に対しての控除額の上乗せが廃止。（控除額最低二二〇万円に引き下げ）</p>	<p>老年者控除を廃止</p>	<p>●同上 月額 四・六万円 ●同上 月額 二・三万円</p>	<p>●同上 ●同上 連結付加税は廃止</p>
<p>平成十六年度分以後の個人住民税について適用。 平成十七年度分以後の個人住民税について適用するが、平成十七年度分の個人住民税については税率を二分の一に軽減する。</p>	<p>平成十七年度分以後の所得税および平成十八年度分以後の個人住民税について適用。</p>	<p>平成十七年度分以後の所得税および平成十八年度分以後の個人住民税について適用。</p>	<p>少額資産の場合の中途引出要件については緩和。</p>	<p>平成十六年三月三十一日をもって廃止。</p>



税目および項目	現 行	改 正 案	備 考
<p>●確定拠出型年金制度</p>	<p>拠出限度額(個人型) ●企業年金がない場合 月額 一・五万円</p>	<p>●同 上 同 上 一・八万円</p>	<p>少額資産の場合の中途引出要件については緩和。</p>
<p>〈住宅・土地税制〉 ●住宅ローン減税</p>	<p>住宅借入金等の年末残高の控除率 (平成十三年七月一日から平成十五年十二月三十一日までの居住分について一〇年間の措置) 年末借入金等残高(最高五、〇〇〇万円)× 一%</p>	<p>平成十六年居住分について、平成十五年分と同制度を一年延長。</p>	<p>平成十七年から平成二〇年までに居住の用に供した場合については減税措置を重点化しながら同制度を延長。</p>
<p>●特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰り越し控除制度の拡充</p>	<p>平成一〇年一月一日から平成十五年十二月三十一日までの間に所有期間五年超の特定の居住用財産を譲渡し、その個人の居住する一定の買換資産を取得した場合は、翌年以後三年間にわたりその居住用財産の譲渡により生じた損失について繰越控除できる。</p>	<p>上記について、譲渡資産に係る住宅ローンの残高が譲渡価額を超える場合のその差額を限度として、譲渡損失の三年間の繰越控除を認める制度を創設</p>	<p>平成十六年一月一日から平成十八年十二月三十一日までの間に特定の居住用財産を譲渡した場合に適用。</p>
<p>●土地・建物等の譲渡所得の課税の特例</p>	<p>(長期譲渡所得の課税の特例) ●特別控除後の譲渡益の二六％ (所得税二〇％、住民税六％) (短期譲渡所得の課税の特例) 以下のいずれが多い税額</p>	<p>●特別控除後の譲渡益の二〇％ (所得税十五％、住民税五％)</p>	<p>平成十六年一月一日以後に行う取引に適用。なお、長期譲渡所得の一〇〇万円控除は廃止。</p>



<p>・土地・建物の譲渡所得の損益通算</p> <p>・金融・証券税制 ・公募株式投資信託の譲渡益課税</p> <p>〈地方分権の推進〉 ・所得譲与税(仮称)の創設</p>	<p>●譲渡益の五二% (所得税四〇%、住民税十二%) 相当額 ●全額総合課税とした場合の上積み税額の一一〇%相当額</p>	<p>●土地・建物の譲渡所得と他の所得との損益通算ができる。</p>	<p>●譲渡益の三九% (所得税三〇%、住民税九%) 相当額</p>
<p>税率二〇% (所得税十五%、地方税五%)</p>	<p>税率一〇% (所得税七%、地方税三%)</p>	<p>土地・建物の譲渡所得と他の所得との損益通算を廃止。</p>	<p>平成十六年度において所得譲与税(仮称)を創設し、所得税の税収の一部を地方へ譲与する。</p>
<p>平成十六年一月一日以後に行う公募株式投資信託の受益証券の譲渡による所得について適用。</p>	<p>平成十六年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施することとし、その間の暫定措置。所得譲与税による平成十六年度の税源移譲額は四、二四九億円。</p>	<p>平成十六年分以後の所得税について適用。</p>	<p>平成十六年分以後の所得税について適用。</p>
			

都税だより

都税事務所からのお知らせ

◎5月には、自動車税の納期です。

平成16年度自動車税納税通知書は、5月6日(木)に発送します。納期限は、5月31日(月)です。

今年度の納税通知書から、金融機関や郵便局だけでなく、指定されたコンビニエンスストアでも納付いただけるようになりました。ご利用可能なコンビニは左記のとおりです。また、郵便局は、全国どこでも自動車税を納めることができます。

○自動車税を納付できるコンビニエンスストア(50音順)
サークルK、サンクス、セブンイレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ローソン

☎ 東京都江東都税事務所
(3637) 7121

行事予定

13日(木)	新設法人説明会 研修内容「新設法人のための会社の税金」 講師 江東東税務署審理担当官	午後1時30分	江東東法人会 2階会議室
18日(火)	源泉部会第30回総会 創立30周年記念式典	午後3時	東京平安閣
21日(金)	第371回理事会	午後3時	法人会館
23日(日)	第14回社会貢献活動実施	午前9時30分	西大島周辺
24日(月)	北砂第1・第2・第3・第4支部研修会 研修内容「会社取引をめぐる税務」 講師 江東東税務署審理担当官	午後6時	砂町文化センター
26日(水)	第38回通常総会 講演会 演題「ファミリーレストランの経営と現状」 講師 株式会社デニーズジャパン取締役会長 中山吉史先生	午後2時30分 午後4時	東京平安閣 東京平安閣
4日(金)	決算法人説明会 研修内容「会社の決算・申告の実務」 講師 江東東税務署審理担当官	午後1時30分	江東東税務署 1階会議室
5日(土)	女性部会・一泊研修会	午前8時	静岡・焼津 グランドホテル
6日(日)			
8日(火)	パソコン入門教室	午前10時	法人会館
9日(水)	ワード入門教室	午前10時	法人会館
10日(木)	エクセル入門教室	午前10時	法人会館
11日(金)	ワード・エクセル入門教室	午前10時	法人会館
24日(水)	第372回理事会	午後3時	法人会館

●役員会・委員会は省略してあります。お問い合わせは事務局まで。

管内法人数 5,844社 法人会員数 2,976社 加入率 50.92% (平成16年3月31日現在)

<http://www.koto-higashi-h.or.jp/>